



四国税理士会報

第435号
2022.5.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／浜崎 友二
●編集人／秋山 千枝
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



岡山後楽園の桜

撮影者 高知支部 岡本 友彦

主な記事

令和5年度税制改正に関する意見書
部・委員会だより～税務支援対策部～
総務部ニュース
広報部ニュース



あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会

ホームページの QR コードはこちら



広報部ニュース**租税教室の感想**

川村 恵（高知）

初めての租税教室の準備をしつつ、そわそわした前日を過ごして迎えた当日令和3年11月26日土佐塾高等学校。1限目の先輩税理士の租税教室を見学しながら補足資料を作り準備万端。ここまで予定通りでした。

しかし、事前に聞いていた教室のサイズ、人数が予定と異なっており、また一回り以上若い生徒さんたちと話した経験がない事への不安も重なって、2限目の私の租税教室は戸惑い気味で始まりました。やはり税金の話は生徒さんにとってつまらないようで、何人かが夢の中へ落ちていったのですが、これを「起こしてやろう」という気持ちが芽生え、少し大きな声で話したり急に生徒さんを当ててみたり、いろいろと試行錯誤してみました。結果的には質問コーナーの時間になると寝ていた生徒さんも自然に起きていました。

質問コーナーでは「YouTuberは儲かりますか?」「税理士は儲けますか?」などお金儲けの話ばかりでしたが、やはり興味をひくのは「お金」だということを学びました。また租税教室終了後も生徒さんが個別に質問に来てくれたことで、自分の話に興味を持ってくれたことが嬉しかったです。

これから社会に旅立つ高校生に税金や仕事の話をする機会に触れ、自分も様々な選択肢から税理士を目指したこと思い出し、高校生のようにエネルギーに何にでもチャレンジしていこうと思わせてくれた初めての租税教室でした。

**母校での租税教室開催**

岡本 友彦（高知）

私の母校であります土佐塾高等学校（高知県）にて、令和3年は1月と11月に2回、租税教室の講師をさせていただきました。1月は20年以上ぶりに訪れた母校でしたが、たくさんの恩師の皆さまが温かく迎えていただき（学食のラーメンを奢ってもらいました笑）、また、校舎内のどこもそこもすべてが懐かしく（青春時代がつまっていますね）、やはり母校って良いものだと感じました。

講義は少しだけコロナ対策ということで、例年はホールで1講義のところ、複数回に分けて実施しました。WEB研修や会議が主流となってきた現在ですが、やはり現場でないとお伝え出来ない、又は受け取ることが出来ないものが多くあると思います。あの時の、卒業間近の生徒さんたちの真剣なまなざしが忘れられません。

これからも、生徒さんたちの心に響く講義がもっともっと出来るよう、工夫し頑張っていきたいと思います。



初めての租税教室

鳴瀬 奈央（高知）



去る令和3年12月23日、高知北高校の夜間クラスにて初めての租税教室を行いました。もともと人前で話すことが苦手で、とても緊張して当日を迎えました。

教室に入ると、まず最初に【税金ってなんだろう？税理士 鳴瀬奈央先生】と書かれた立派な用紙が黒板に貼られているのが目に入り、租税教室以前に税理士になりたての私は、心の中に暗雲がたちこめてくるのを感じました。実はそこで初めて「税金ってなんだろう？」というタイトルがあることを知ったのですが、これをあえて無視し、あらかじめ準備していた「申告納税方式」をテーマに授業を行いました。現在、個人の所得も多様化しインターネット等で簡単に稼ぐことができる時代ですが、「お金を儲けたら税金がかかる、ましてやその税金を自ら計算し、申告書を作成してまで自主的に納税しないといけない」という基本を私自身、高校生の時に知らなかったことに思い至り、このテーマにしたものです。

そんな想いを伝えるべく授業に臨み、生徒さんはとても静かに授業を聴いてくれていたかと思うのですが、緊張していた私の頭の中は真っ白であまり記憶がなく、果たして「申告納税方式」が生徒さんに伝わったのかどうかは不明です。そんな中、唯一覚えていることは、最後の質問タイムで優秀そうな生徒さんに「日本経済は将来どうなるか意見を下さい」という質問を受け、なんの意見も浮かばず笑顔で乗り切ったことくらいです笑

自分がここまで人前で喋ることができないということを改めて思い知らされました。そんな私の話を静かに聴いていただいた高知北高校の生徒の皆様に感謝すると共に、将来なんらかの形でお金を儲けたときに今回の私の話を思い出して申告漏れを回避してくれたら良いなあと思います。

税の広場

電気供給業を行う法人の法人事業税について

第六号様式を探していたところ、第六号様式（その2）に辿り着き、急いで内容を確認しました。

第六号様式（その2）を利用するには、発電事業等又は小売電気事業等を行う法人です。

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち、小売電気供給業及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しがあり、令和2年4月1日の開始事業年度から、資本金等の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人を除きます。）にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、それ以外の法人にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課されます。

下表は、徳島県の税率表を抜粋したものです。

◎収入金額を課税の基礎とする法人

区分	所得区分等		税率
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度
電気供給業・ガス供給業・保険業・貿易保険業	収入割	収入金額	1.0%

ただし、電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業を行う法人については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されます。

区分	所得区分等		税率
			令和2年4月1日以後に開始する事業年度（※）
資本金の額（又は出資金の額）が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%

（※）電気供給業のうち、特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・ 消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

■報酬口座振替システムを「ご利用中」「新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!

■会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。

■当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定! [基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円]

関与先さま向け

口座振替 利用先紹介制度

■紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いたします。

■ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています!

介護・訪問看護



不動産・マンション管理



塾・教室・学校



スポーツクラブ

資料のご請求はスマホでもOK!



※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

四国税理士共済会

制度運営者

〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515お問合せ先
〔委託先会社〕大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
(平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索